

盛岡地方振興局長告示第 28 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 30 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

1 訪問介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370102881	ヘルパーステーションはるかぜ	盛岡市手代森6地割 36 番地3	合同会社スプリングブリーズ	平成 19 年 3 月 1 日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0372101345	ショートステイおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地割67番 地1	医療法人孝仁会	平成 19 年 2 月 15 日